

【死亡等届出 添付書類】※代理申請は原則不可

届出事由	届出者	提出書類
死亡	相続人	(b) 戸籍謄本 ・ 本人の除籍謄本や住民票の除票など、死亡事実及び 消除する宅地建物取引士と届出する相続人の相続関係 が分かるもの
心身の故障により宅建士 の事務を適正に行うこと ができない者として国土 交通省令で定めるもの	本人、法定代理人 又は同居の親族	(h) その他添付書類 ・ 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込 みその他参考となる所見を記載した医師の診断書
破産者に該当	本人	(c) 裁判所の破産手続開始の決定書
禁錮以上の刑または所定 の罰金刑に処せられた者 に該当	本人	(d) 裁判所の判決書等
該当する申請者のみ添付が必要 宅地建物取引士証を紛失した場合： (e) 紛失届 ・ 「紛失した旨と発見した際には直ちに返納する旨」を記載したもの ※宅地建物取引士証は、郵送または持参して返納ください。 返納先 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県土木建築局建築課宅建業グループ		